

まちづくりルール協議書

年 月 日

■行為地の地名地番：尼崎市 _____

(所在地)

(氏名)

・対象事業届出者： _____

・協議代理人： _____

*：事前協議の届出までに協議完了が求められる事項
(事前協議の届出の図面に影響がある内容に限る)

まちづくりルールの内容	指定事項 *	事業者記入欄			サイン または 印
		計画内容 ※計画内容等未定の場合は空白、該 当ない場合は斜線等記入	適合状況	備考(条件、協議結果等)	
建物の用途 戸建住宅に限るものとします。特に騒音・臭気が発生する施設、危険物を取り扱う施設(ガソリンスタンド等)、車の出入りが著しく多い施設、24時間営業の店(コンビニ等)、ワンルームマンションなどは認めないものとします。 やむを得ず建物の一部を商業用途・事業所等とする場合は住宅としての外観を損なわないようにしましょう。	*		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない		
建物の敷地 まちの趣を維持するため、敷地は原則として分割しないようにしましょう。やむを得ず敷地を分割する場合は、最低敷地面積は125㎡以上となるようにしましょう。	*		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない		
建築物の形態・意匠 ① 建築物等の外壁は、敷地の規模・形状に応じ、できるだけ敷地境界から1m以上後退し、家の補修や室外機の設置にあたって隣家に迷惑がかからないようにしましょう。特に道路に面する部分は安全性とゆとりある空間確保の観点から1m以上後退するようにしましょう。 ② 建築物の高さは10m以下とし、北側隣家への日照には特に配慮しましょう。但し、敷地面積100㎡未満の場合は適用しません。 市道1882号線以東の第2種中高層住居専用地域(図参照)は、高さ12m、軒高は10m以下とします。 ③ 建築物の壁や屋根、塀などの色は原色を避け、趣のある住宅地にふさわしい落ち着いた色彩にしましょう。(参考：尼崎市都市美形成計画の都市美誘導基準) 看板についても大きさは1㎡程度とし、派手な色や点滅サイン・音声案内つきのはやめましょう。但し現在あるものを再利用する場合はこの限りではありません。 ④ 北側の窓には目隠しを設置する、曇りガラスにするなど、隣地への視線に十分に配慮しましょう。 ⑤ 排気設備、発電設備、エアコン室外機等の設置にあたっては隣接地への騒音や振動などに配慮しましょう。	*		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない		
付帯設備 街灯の少ないところでは門灯をつけるようにしましょう。			<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない		
緑化 大木・高木を大切に、邸内は勿論、玄関周り、道路に面した場所は植栽などにより積極的に緑化に努めるようにしましょう。			<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 適合しない		

その他(継続協議事項等)

上記内容のとおり協議を完了しました。

年 月 日

協議代理人 _____

サイン
または
印

推進団体
協議担当者 _____

サイン
または
印